

# 宿泊約款

(本約款の適用)

**第1条** 当ホテルの締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については、法令または慣習によるものとし、

- ② 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、この約款の趣旨、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応ずることができます。

(宿泊引受けの拒絶)

**第2条** 当ホテルは、次の場合には、宿泊の引受けをお断りすることがあります。

- (1) 宿泊の申し込みがこの約款によらないものであるとき。
- (2) 満室（員）により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定または公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (5) 宿泊に関し特別の負担を求められたとき。
- (6) 天災、施設の故障その他やむを得ない理由により宿泊させることができないとき。
- (7) 宿泊しようとする者が泥酔等で他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすと認められるとき。宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動があるとき。
- (8) 都道府県条例に特に規定される場合に該当するとき。

(氏名等の明告)

**第3条** 当ホテルは宿泊日に先だつ宿泊申し込み（以下「宿泊予約の申し込み」という。）をお引受けした場合には、期限を定めて、その宿泊予約の申込者に対して次の事項の明告を求めることがあります。

- (1) 宿泊者の氏名、住所、連絡先、年齢、国籍及び職業、車両ナンバー（駐車場利用時）。
- (2) その他当ホテルが必要と認めた事項。

(予約金)

**第4条** 当ホテルでは宿泊予約の申し込みをお引き受けした場合に宿泊期間の全宿泊料金を予約金として、お支払いいただくことがあります。

- ② 前項の予約金は次条の定める場合に該当するときは、同条の違約金に充当し残額があれば返還します。

(予約の解除)

**第5条** 当ホテルは、宿泊予約申込者が、宿泊予約の全部または一部を解除したときは、別表、違約金申し受け規定により、違約金を申し受けます。ただし、団体客（ペイイングメンバー10名以上のものをいう。以下同じ。）の一部については宿泊予約の解除があった場合には、宿泊日の10日前の日（その日より後に当ホテルが宿泊予約の申込みをお引受けした場合には、そのお引受けした日。）における宿泊予定人数の10%にあたる人数（端数が出た場合には切り上げる。）については、この限りではありません。

- ② 当ホテルは、宿泊者が連絡をしないで宿泊日当日の午後10時（あらかじめ到着時刻の明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻。）になっても到着しないときは、その宿泊予約は申込者により解除されたとみなし処理することがあります。
- ③ 前項の規定により解除されたものとみなした場合において、宿泊者が、その連絡をしないで到着しなかったことが列車、航空機等公共の運輸機関の不着または遅延その他宿泊者の責に帰さない理由によるものがあることを証明したときは、第1項の違約金はいただきません。

**第6条** 当ホテルは、他に定める場合を除くほか、次の場合には宿泊予約を解除することができます。

- (1) 第2条第3号から第8号までに該当することとなったとき。
- (2) 第3条第1号の事項の明告を求めた場合において、期限までにそれらの事項が明告されないとき。
- (3) 第4条第1号の予約金の支払いを請求した場合において、期限までにその支払いがないとき。
- ② 当ホテルは、前項の規定により宿泊予約を解除したときは、その予約についてすでに収受した予約金があれば返還します。

(宿泊の登録)

**第7条** 宿泊者は、宿泊日当日のホテルの玄関帳場（フロントオフィス）において次の事項を当ホテルに登録してください。

- (1) 第3条第1号の事項。
- (2) 日本国内に住所を有しない外国人にあっては、旅券番号（パスポートナンバー）、日本上陸地及び上陸年月日、国籍。
- (3) 出発日及び時刻。
- (4) その他当ホテルが必要と認めた事項。

(チェックアウトタイム)

**第8条** 宿泊者が当ホテルの客室をあけていただく時刻（チェックアウトタイム）は午前10:00とします。

- ② 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、チェックアウトタイムをこえて客室の使用に応ずる場合があります。この場合においては、次に掲げるとおり追加料金を申し受けます。

チェックアウト後、客室ご利用の場合は午後2:00まで1時間につき1,000円、午後2:00以降は全額とします。

(施設)

**第9条** 当ホテル施設

- 1F フロント
- 2F 朝食会場・コンベンションホール

(料金の支払い)

**第10条** 料金の支払いは、通貨又は当ホテルが認めたクレジットカード等により、宿泊者がチェックインの時に当ホテルのフロントにおいてお支払いいただきます。但し、小切手は取り扱っておりません。

- ② 宿泊者が客室の使用を開始したのち、任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は申し受けます。

(利用規則遵守)

**第11条** 宿泊者は、当ホテル内において、当ホテルが定めた当ホテル内の掲示した利用規則に従っていただきます。

(宿泊継続の拒絶)

**第12条** 当ホテルは、お引受けした宿泊期間中といえども、次の場合には宿泊の継続をお断りすることがあります。

- (1) 第2条第3号から第8号までに該当することとなったとき。
- (2) 前条の利用規則に従わないとき。

(宿泊の責任)

**第13条** 当ホテルの宿泊に関する責任は、宿泊者が当ホテルの玄関帳場（フロントオフィス）において宿泊の登録を行った時又は客室に入った時のうちいずれか早い時に始まり、宿泊者が出発するため客室を開けたときに終わります。

- ② 当ホテルの責に帰すべき理由により宿泊者に客室の提供ができなくなったときは、天災その他の理由により困難な場合を除き、その宿泊者に同一又は類似の条件による他宿泊施設をあっせんします。この場合には、客室の提供が継続できなくなった日の宿泊料金を含むその後の宿泊料金はいただきません。
- ③ 宿泊者が当ホテルに掲示した利用規則に従わないために発生した事故に関しては、当ホテルはその責任を負いません。

別表

#### 違約金申し受け規定

##### (1) 一般客

- イ 宿泊日の前日に解除した場合  
宿泊者1人につきその宿泊第1日目の宿泊料金の20%
- ロ 宿泊日当日に解除した場合  
宿泊者1人につきその宿泊第1日目の宿泊料金の100%

##### (2) 団体客 (10人以上)

- イ 宿泊日の14日前の日から宿泊日の8日前の日までに解除した場合  
宿泊者1人につきその宿泊第1日目の宿泊料金の20%
- ロ 宿泊日の7日前の日から宿泊日の2日前の日までに解除した場合  
宿泊者1人につきその宿泊第一日目の宿泊料金の50%
- ハ 宿泊日の前日に解除した場合  
宿泊者1人につきその宿泊第1日目の宿泊料金の80%
- ニ 宿泊日当日に解除した場合  
宿泊者1人につきその宿泊第1日目の宿泊料金の100%

以上